

## 「各区障害者相談支援連絡調整会議における取組みと地域課題について（概要）」

行政区		A区障害者相談支援連絡調整会議	B区障害者相談支援連絡調整会議
個別ケースの事例名		重症心身障害のある人の通う場	比較的軽い知的障害のある人に適したサービスが少ない
解決すべき地域課題		・重症心身障害のある人（子ども）の調整機能（重症心身障害を対象とした施設・事業所への受け入れ・利用調整の難しさ）	・見守り支援、コミュニケーションの支援といった、現在のサービス体系では対応が難しい支援への対応 ・就業能力だけでなく、生活能力を高めるための支援の実施
現況と問題	障害概要	重症心身障害（身体障害者手帳1級、療育手帳A） 重症心身障害のある人が通う事業所が少なく、困っている。	知的障害（療育手帳B） 自立度が比較的高いが故に、安全安心な生活を支えるための仕組みが必要となっている。
	現在の支援	ア こういう事例の場合、まずは市内の受け入れ可能性のある事業所をすべて当たっている。 イ 単一事業所週5日の利用が難しく、複数の事業所を掛け持ちして繋ぐ人や、在宅で支援を受ける人がいる。（ただし、本人・家族の希望であってそのような形態をとる人もいるため、必ずしも全員が週5日希望しているわけではない。）	ア 居宅介護サービスにて対応しているが、時間数が不足する一方、サービス内容そのものは過剰となることがある。（例えば、家事援助を受けているが、本当に必要なのは家事の支援よりも近所付き合いの支援であるなど） イ 相談支援事業者が、本人の身の回りの世話していることが多い。
課題	提供主体	重症心身障害を対象とした事業所（通所・居宅）、特別支援学校、相談支援事業者、行政	居宅介護事業所、訓練系事業所、権利擁護センター、民生委員、特別支援学校、相談支援事業者、行政
	支援の方向	①本人・家族への適切な情報提供（見通しの提示）と調整機能の確立 ②重症心身障害に対応できる事業所の確保（現在の各事業所での受け入れ体制の充実を含む。）	①本人の在宅生活を、総合的に支える仕組みの確立（法定サービスに限らないトータルな支援） ②本人の自立生活を、日常生活の観点から訓練していく仕組みの確立
課題への対応案		①事業所・特別支援学校・相談支援事業者・行政によるネットワークの構築と本人・家族への情報提供機会の創出 ②医療的ケアを含む重症心身障害に対応できる事業所・人材の育成	①見守り支援・日常生活における簡単な支援・コミュニケーションの支援（本人の意思の伝達）・近所付き合いの支援など ②日常生活で必要なルールを、子どものときから身につけさせる
対応策の選択肢	A 現行サービスの利用	①各区連絡調整会議や進路担当者連絡協議会を開催し、個別のケースについては調整を図っている。 ②重症心身障害に対応できる事業所にて、医療的ケアに対応した支援を実施している。	①居宅介護・通院介助などの法定サービスがあるが、比較的軽い障害であるが故に、時間数が不足がちになる。反対に、簡単な支援で十分なときでも支給量を消費してしまう。 ②訓練系メニューでは、就業能力の向上に力点が置かれていることが比較的多い。
	B 資源の活用・拡充・改善	①各区連絡調整会議や進路担当者連絡協議会などで、重症心身障害のある人のサービス利用や支援の調整を、具体的にやっていく。	①現行の法定サービスについては、市の判断だけで仕組みを変えることは難しい。 ②大人になる前（例えば教育の段階）から、生活訓練を行う。
	C 地域連携による解決	①重症心身障害のある人の支援に関する事業所関係による連絡体制を確立させるとともに、本人・家族へ情報提供を行う。 ②受入れ可能性のある事業所について、受入れ条件の確認と環境調整する。	①インフォーマルな資源を活用した支援を実施する。（ただし、人材確保が難しい。） ②相談支援事業者・特別支援学校・行政とで、進路担当者連絡協議会などとも連携しながら、就学中・卒業後に一貫した生活訓練の方法について検討が必要。
	D 資源の開発（抜本的な解決策）	①重症心身障害施設の広域的な利用調整の仕組みを確立させる。 ②医療的ケアに対応できる人材の育成や、事業所における受け入れ体制の確保を図る。	①②サービスの在り方について、幅広い観点から検証を行う。
地域課題の解決方策（支援仮説）・協議の方向性		・当事者と関係機関とが正確な情報を適切に共有し、特定の事業所・サービスに利用が集中しないように、利用の最適化を図る。 ・重症心身障害のある人への支援体制強化を、ソフト面の充実から図る。	・比較的軽い知的障害のある人への支援の在り方を検討していく。（自立した生活を送るために必要な知識技能を身につけさせることも含めて）